

地域医療提供体制の整備促進について

東海部会提出
説明担当 高山市

(理由)

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国民の医療に対するニーズの多様化など、著しく変化しており、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療の確保を図ることが強く求められている。特に、医師不足を解消するとともに、地域別・診療科別医師の偏在を解消し、救急医療や周産期医療を確保するなど、地域における医療提供体制を整備することは喫緊の課題となっている。

多くの地域において医師不足の影響により、医療業務を縮小せざるを得ない状況があり、地域医療を担うには厳しい状況となっている。地域住民が安心して暮らせる医療環境の整備には早急な医師確保が必要である。

よって、国においては、下記事項を講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 医師の絶対数の不足を解消するため、大学医学部入学定員の増員措置の恒久化を図るなど、医師不足問題の抜本的対策を講ずること。
- 2 地域別・診療科別の医師の偏在を解消するため、医師が不足する地域や診療科での勤務を誘導する仕組みを早急に構築するとともに、就労環境の改善等についても引き続き推進すること。
- 3 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
- 4 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。
- 5 新たな専門医制度の導入に当たっては、更なる地域偏在、診療科偏在を招くことがないよう十分に配慮すること。
- 6 地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講ずるとともに、不断の見直しを行い、真に実効性のあるものとする。